

(再評価)

資 料 6

令和6年度第3回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

長野第1地方合同庁舎

令和6年10月9日

国土交通省 関東地方整備局

目 次

1. 事業概要	1
2. 事業計画の必要性	9
3. 事業計画の合理性	10
4. 事業計画の効果	11
5. 評価	13
6. 今後の対応方針（原案）	14

1. 事業概要 ～計画概要、位置～

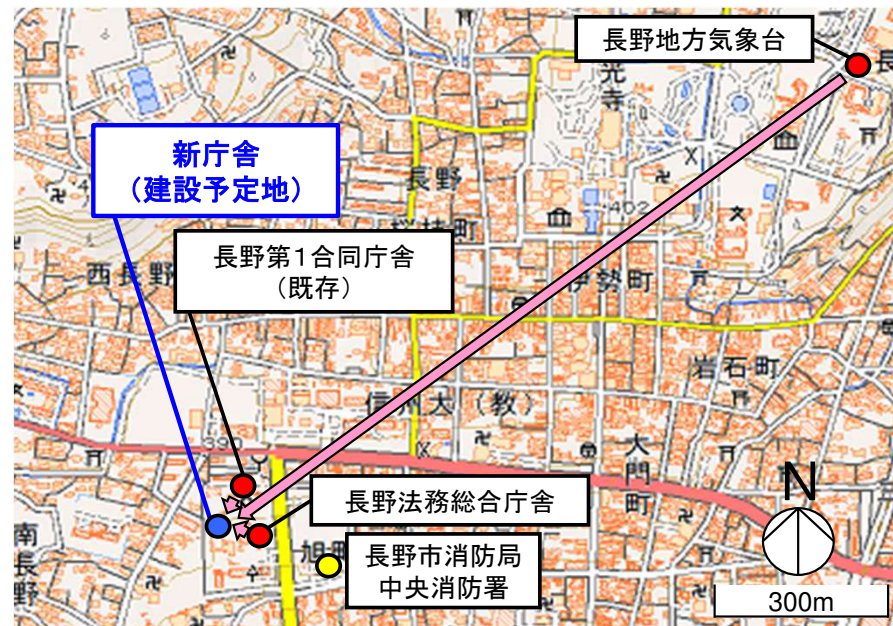
(1) 計画概要

この計画は、長野市内に所在する長野行政監視行政相談センター、信越総合通信局、東京出入国在留管理局長野出張所、名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所、関東農政局長野県拠点、信越自然環境事務所、長野保護観察所、長野公安調査事務所及び長野地方気象台の9官署を集約し、長野第1合同庁舎敷地において新庁舎への建替を行うものである。

現在、このうちの6官署が入居する長野第1合同庁舎は、災害応急対策活動に必要な耐震性能を有していないとともに、築後58年が経過し、老朽化による不具合が生じている。2官署が入居する長野法務総合庁舎は、所要の耐震性能を有していないとともに、築後59年が経過し、老朽化による不具合が生じている。また、単独庁舎である長野地方気象台は、築後71年が経過し、老朽化による不具合が生じるとともに、業務の拡大に伴う著しい狭あい状態が生じている。これらの理由から新庁舎を整備する必要がある。

なお、新庁舎は、長野市における一団地の官公庁施設(長野団地)区域内に、歴史的風土、自然環境と調和のとれた整備を行うことにより、まちづくりへ寄与するとともに、災害への対応拠点として地域防災へ貢献するものとなる。

(2) 位置 長野県長野市



1. 事業概要 ～現庁舎の概要～

(3) 現庁舎の概要

1) 長野第1合同庁舎

【入居官署】 長野行政監視行政相談センター、信越総合通信局、東京出入国在留管理局長野出張所、名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所、関東農政局長野県拠点、信越自然環境事務所

建設 : 昭和41年 (築58年^{あさひまち} (前回: 築53年))

敷地 : 長野県長野市旭町1108番地

建物 : 鉄筋コンクリート造 地上5階建て外 延べ面積: 6,661㎡

2) 長野地方気象台

建設 : 昭和28年 (築71年^{はこしみず} (前回: 築66年))

敷地 : 長野県長野市箱清水1-8-18

建物 : 鉄筋コンクリート造 地上1階建て外 延べ面積: 702㎡

3) 長野法務総合庁舎

【入居官署】 長野地方検察庁※、長野保護観察所、長野公安調査事務所

建設 : 昭和40年 (築59年^{あさひまち} (前回: 築54年))

敷地 : 長野県長野市旭町1108番地

建物 : 鉄筋コンクリート造 地上6階建て 延べ面積: 5,646㎡

※合同庁舎計画の対象外(法務省において計画中)



1. 事業概要 ～入居官署の業務概要～

(4) 入居官署の業務概要

1) 長野地方気象台(A棟)

- ・ 東京管区気象台の管轄下にあり、地上気象観測、地域気象観測、生物季節観測、地震の震度観測などの業務を行い、天気予報・週間天気予報、気象注意報・警報・情報、地震情報・緊急地震速報、噴火警報・噴火予報の情報をを行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

2) 信越総合通信局(A棟)

- ・ 国の情報通信行政を所掌し、情報通信を活用した防災・減災対策、電気通信事業の監理監督、地域の情報化の推進、電波の有効利用の推進、各種無線局の許認可及び電波の監視などを所管する機関である。
 - ・ 管轄区域は、長野県全域、新潟県全域である。
-

3) 長野行政監視行政相談センター(B棟)

- ・ 国や特殊法人、独立行政法人等の各行政機関等の業務について、政策評価、行政評価・監視、行政相談等を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

4) 東京出入国在留管理局長野出張所(B棟)

- ・ 出入国管理行政を所掌し、在留関係諸申請、在留資格認定証明書交付申請及び、海港における上陸審査の業務を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域、新潟県全域である。

5) 名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所(B棟)

- ・ 名古屋税関の出先機関として設置され、輸出入貨物の通関、関税等の徴収、密輸の取締り等を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

1. 事業概要 ～入居官署の業務概要～

(4) 入居官署の業務概要

6) 関東農政局長野県拠点(B棟)

- ・ 関東農政局の出先機関として設置され、農政についての説明や相談に対応する農政全般に関する総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組むための事務を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

7) 信越自然環境事務所(B棟)

- ・ 中部地方環境事務所の出先機関として設置され、管轄区域内国立公園における自然環境の保護管理、野生生物の保護管理、自然環境の保全整備等の業務を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園、中部山岳国立公園の全域である。

8) 長野保護観察所(B棟)

- ・ 犯罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により、保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察等を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

9) 長野公安調査事務所(B棟)

- ・ 関東公安調査局の出先機関であり、破壊的団体の規制に関する調査に関する事務及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査及び規制措置に関する事務を行う機関である。
- ・ 管轄地域は、長野県全域及び群馬県全域である。

1. 事業概要 ～新庁舎の概要～

(5) 新庁舎の概要

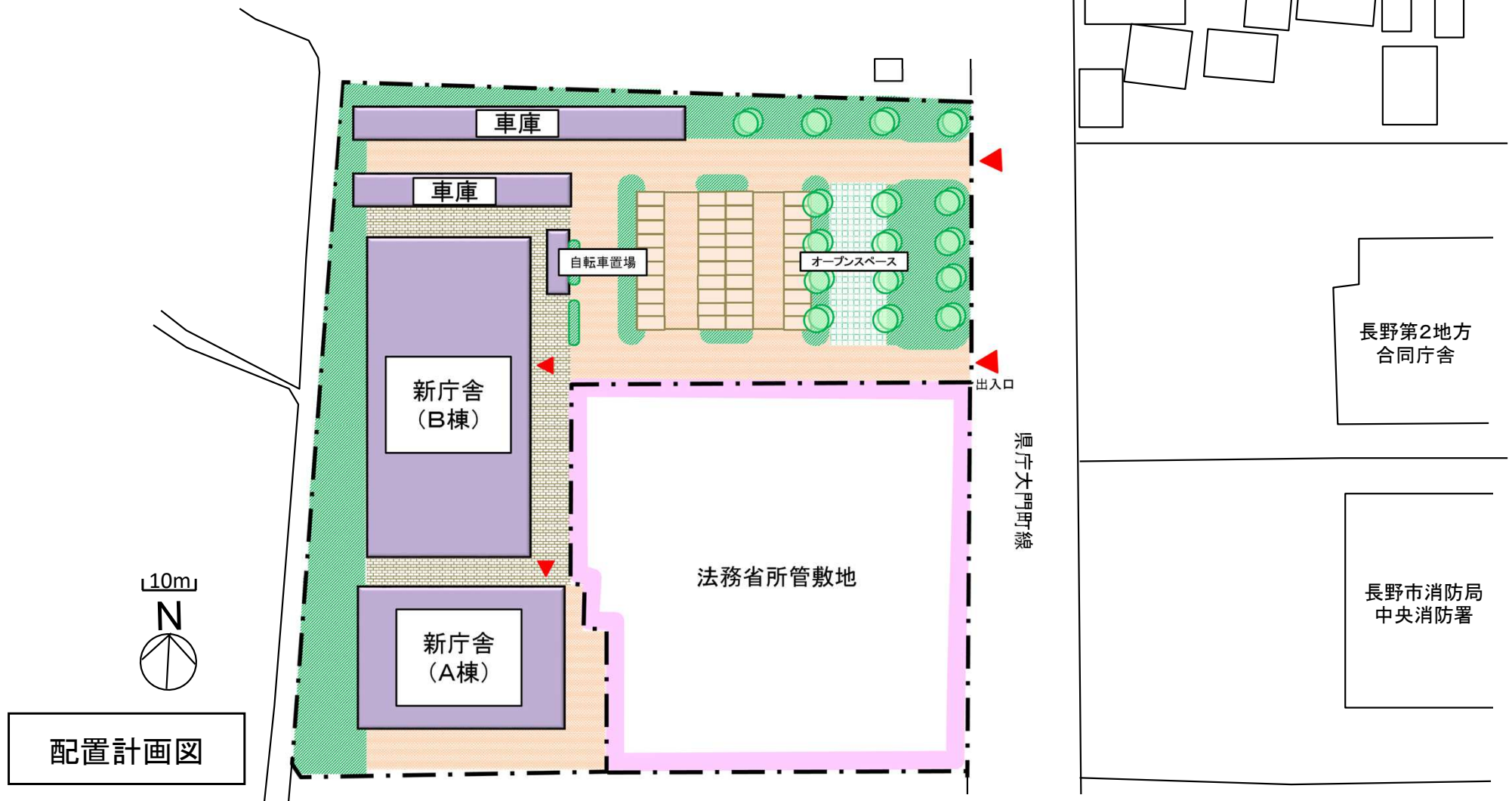
敷地：長野県長野市旭町1108番地外 ^{あさひまち} 10,204㎡

建物：新庁舎(A棟) 鉄筋コンクリート造 地上6階建て 延べ面積5,202㎡(前回:5,301㎡(−99㎡))
新庁舎(B棟) 鉄筋コンクリート造 地上4階建て 延べ面積6,970㎡(前回:6,871㎡(+99㎡))

総事業費：約71億円(前回:約57億円(約14億円増))

事業期間：令和2年度～令和15年度(前回:令和2年度～令和10年度)

※()括弧内は前回(新規採択時)の数値を示す。



1. 事業概要 ~事業の変更点~

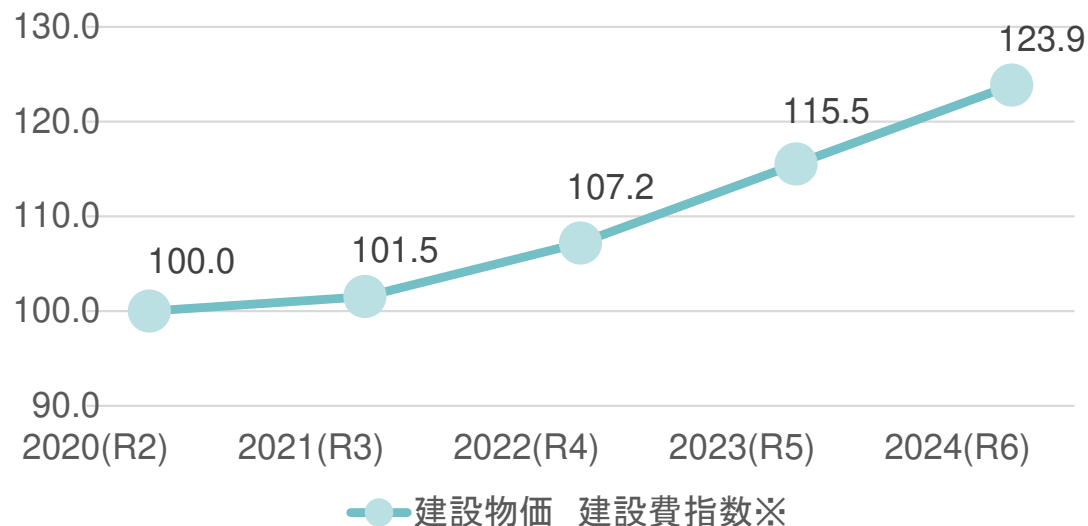
○前回事業評価以降の主な変更

(1) 総事業費の変更

●総事業費 約71億円（約14億円増）

理由 建設資材高騰・労務費の上昇

令和元年度実施の新規採択時評価時から今回再評価時（令和6年度）の間に生じた物価上昇等により、約14億円の増額が生じた。



新規採択時(R2.4)

↓ 約23.9%増

再評価時 (R6.4)

※出典：一般財団法人 建設物価調査会建築費指数（2015年基準） 標準指数（東京）事務所 RC 工事原価より
各年4月の数値を、2020年4月時点を基準値（100）として加工しグラフ化

1. 事業概要 ～事業の変更点～

○前回事業評価以降の主な変更 (2)事業期間の変更

●事業期間 令和2年度～令和15年度（5年延長）

新規採択時	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)
	調査・設計		A棟工事						
				仮設庁舎工事・移転等					
						B棟工事			



再評価時	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)	2032(R14)	2033(R15)
	調査・設計		①		A棟工事					②				
								仮設庁舎工事・移転等						
											B棟工事			

理由① 工事契約の不落と予算再要求に伴う延長【2年間】

・令和4年度にA棟工事を発注したが落札に至らず、工事の契約ができなかったことや、令和6年度からの再発注に向けて、物価上昇等を見込んだ予算準備期間（令和5年度）が必要となったことから、事業期間として2年の延長を見込んでいる。

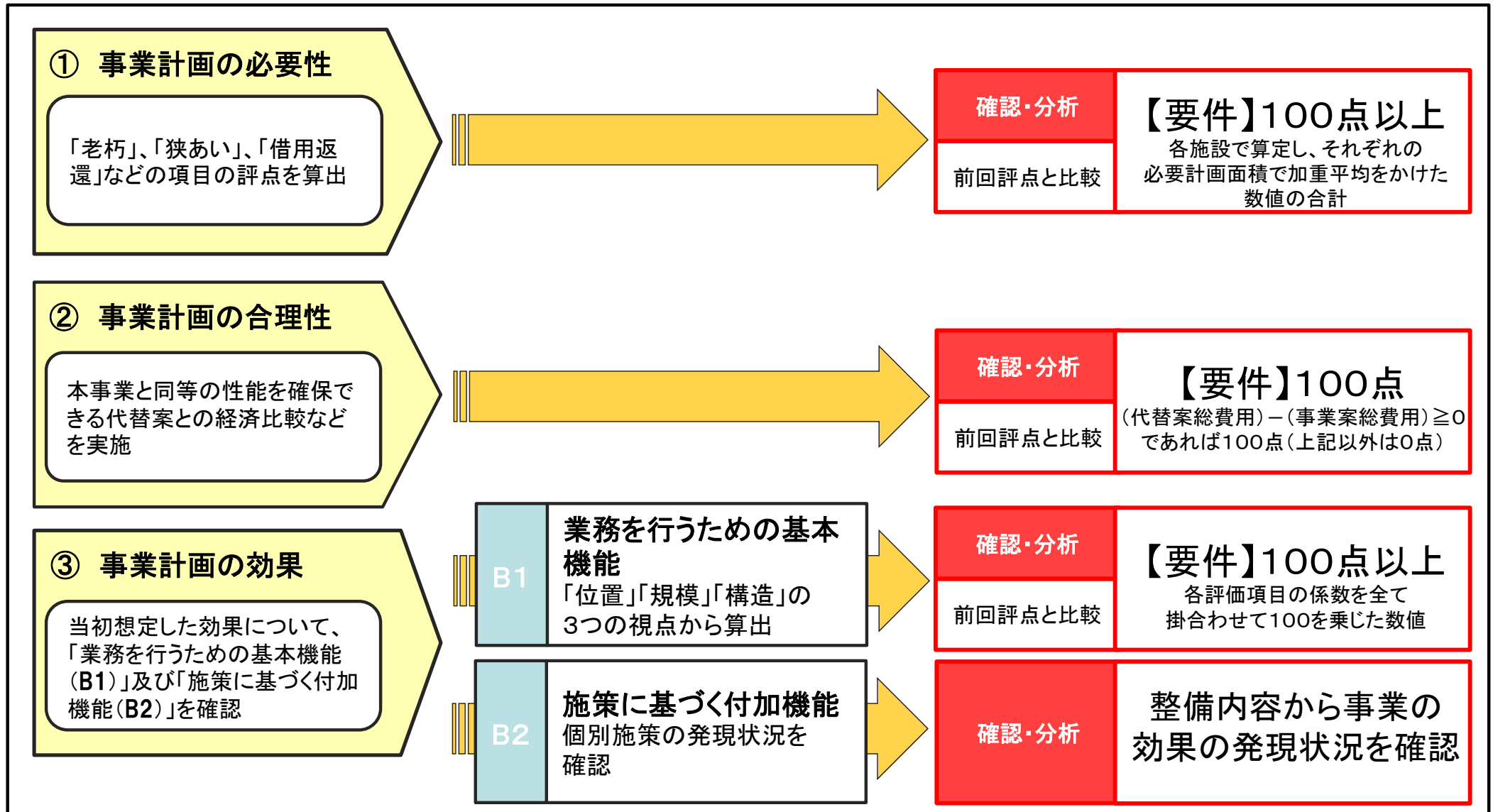
理由② 計画変更に伴う延長【3年間】

・令和元年度の新規事業採択時には、建替中の官署が利用する仮設庁舎の設置・解体及び既存庁舎の解体工事等について、本体工事と並行して行うことで、工期短縮を図る計画としていた。
・設計段階にて、並行して行うために必要な工事用動線と利用者動線の輻輳が、工事中の安全通路及び利用者のプライバシーの確保等を理由に困難であることが判明したため、関係各署と協議した結果、「仮設庁舎の設置及び解体」と「A棟本体工事」及び「B棟本体工事」を時期をずらして実施することとなったことから、事業期間として3年の延長を見込んでいる。

（1）及び（2）の変更により、事業案総費用について変更が生じることから、事業計画の合理性（評点）を再計算する必要がある。

1. 評価の方法について

官庁営繕事業に係る評価手法は、①事業計画の必要性、②事業計画の合理性、③事業計画の効果の3つの視点について、指標に基づく評点を算定し、要件を満たすことを確認する。



2. 事業計画の必要性

○ 事業計画の必要性の評点 : 114点 $\geq$ 100点

各官署の評点の面積加重平均($\sum((A) \times (B))$)	104点
合同庁舎計画に基づくもの(加算)	10点
合計(事業計画の必要性の評点)	114点 $\geq$ 100点

○ 各官署の評点と面積加重平均の算出

入居予定官署	各官署の評点 (A)	計画面積(専有) 割合(B)	(A) $\times$ (B)
長野行政監視行政相談センター	94点	4.7%	4.4点
信越総合通信局	108点	28.3%	30.6点
東京出入国在留管理局長野出張所	94点	3.7%	3.5点
名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所	94点	1.9%	1.8点
関東農政局長野県拠点	94点	18.2%	17.1点
信越自然環境事務所	99点	7.0%	6.9点
長野地方気象台	108点	16.0%	17.3点
長野保護観察所	113点	15.0%	17.0点
長野公安調査事務所	104点	5.2%	5.4点
各官署の評点の面積加重平均($\sum((A) \times (B))$)			104.0点

事業計画の必要性がある

3. 事業計画の合理性

○ 事業計画の合理性の評点 : 100 点 = 100点

同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される。

I. 事業案の総費用 (千円)		金額 [4%]		参考:金額 [2%]		参考:金額 [1%]	
1.初期費用	(1) 建設費	5,190,653		5,657,513		5,919,486	
	(2) 企画設計費	517,377	5,947,217	530,500	6,472,792	537,994	6,768,457
	(3) 解体費	239,187		284,779		310,977	
2.維持修繕費	(1) 修繕費	811,078		1,461,645		2,187,634	
	(2) 保全費	1,975,744	3,594,713	2,814,047	5,336,813	3,555,138	7,026,769
	(3) 光熱水費	807,891		1,061,121		1,283,997	
3.土地の占用に係る機会費用			735,468		562,417		362,428
4.法人税等			-871,822		-1,081,231		-1,264,637
事業案総費用 (合計)			9,405,576		11,290,791		12,893,017
II. 代替案の総費用 (千円)		金額 [4%]		参考:金額 [2%]		参考:金額 [1%]	
1.初期費用	(1) 増築・改築費	5,849,451		6,087,473		6,216,196	
	(2) 企画設計費	580,432	6,720,786	576,060	6,977,912	574,135	7,117,299
	(3) 解体費	290,903		314,379		326,968	
2.維持修繕費	(1) 修繕費	973,810		1,722,293		2,359,227	
	(2) 保全費	2,008,274	4,254,274	2,911,340	6,447,375	3,666,825	8,292,645
	(3) 光熱水費	1,272,190		1,813,742		2,266,593	
	(4) 賃料	—		—		—	
3.土地の占用に係る機会費用			968,208		740,395		477,119
4.法人税等			-1,003,170		-1,230,812		-1,415,385
事業案総費用 (合計)			10,940,098		12,934,870		14,471,678
【差額】 II - I (千円)			1,534,522		1,644,079		1,578,661

※分析期間は、庁舎建設期間及び維持管理期間の50年間

※社会的割引率(4%、2%、1%)を用いて現在価値化を行い費用を算定

※[]内は、社会的割引率を示す。

【代替案の概要】

第1合同・法務総合 → 建替
気象台 → 建替

・第1合同は既存不適格状態のため増築によることは困難
・気象台は築66年のため増築によることは不経済
・管轄内に必要面積に対応する賃借施設等は存在しないことから、賃借によることは困難

事業計画の合理性がある

4. 事業計画の効果 ～評点の算出～

○ 事業計画の効果（B1：業務を行うための基本機能）の評点：133点 ≥ 100点

分 類	項 目	係数	評価の根拠
イ 位 置	① 用地の取得・借用	1. 1	国として用地を確保している
	② 災害防止・環境保全	1. 1	自然的な条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である
	③ アクセスの確保	1. 1	施設へのアクセスは良好である
	④ 都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1. 0	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している
	⑤ 敷地形状等	1. 0	敷地形状及び接道状況が適切
イ ①×②×③×④×⑤ 計		1. 33	
ロ 規 模	① 建築物の規模	1. 0	業務内容等に応じ、適切な規模を設定
	② 敷地の規模	1. 0	建築物の規模及び業務内容等に応じ、適切な規模を設定
ロ ①×② 計		1. 0	
ハ 構 造	機能性（業務を行うための基本機能）	1. 0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込み
ハ 計		1. 0	
事業計画の効果の評点 イ×ロ×ハ×100		133点	

事業計画の効果がある

4. 事業計画の効果 ～施策に基づく付加機能の評価～

○ 事業計画の効果（B2：施策に基づく付加機能）

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)
社会性	地域性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。 ・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性について配慮されている。
	景観性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。 ・官庁施設の基本的性能基準に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。
環境保全性	環境保全性	・官庁施設の環境保全性基準に基づき、環境保全性の水準を満たしている。
	木材利用促進	・公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。
機能性	ユニバーサルデザイン	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。
安全性	防災性	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷が生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
経済性	耐用性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし、大規模な修繕を除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。
	保全性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。

5. 評価

事業計画の必要性	114 点 $\geq$ 100点
事業計画の合理性	100 点 = 100点
事業計画の効果	133 点 $\geq$ 100点

以上より、事業計画の継続が妥当である。

6. 今後の対応方針(原案)

(1) 事業の必要性等に関する視点

- 新たな長野第1地方合同庁舎に入居予定の官署が現在使用している庁舎の経年による老朽、耐震性能不足等を解消する必要がある。
- 集約立体化等により「利用者の利便性向上」、「老朽化の解消」、「業務効率化」、「総合的な耐震安全性の確保」及び「利用者の安全・安心の実現」に貢献するものとなる。
- 長野市における一団地の官公庁施設（長野団地）区域内に、歴史的風土、自然環境と調和のとれた整備を行うことにより、まちづくりへ寄与するとともに、災害への対応拠点として地域防災へ貢献するものとなる。
- 事業計画の「必要性」「合理性」「効果」は、指標に基づき要件を満たしている。

(2) 事業進捗の見込みの視点

- 新庁舎（A棟）は、工事発注手続中であり、令和6年度中の着手、令和8年度完成を予定
- 新庁舎（B棟）は、予算要求準備中

(3) 対応方針(原案)

- 事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、現計画により本事業を継続することが妥当と考える。

官庁営繕事業の評価手法について

1. 評価の方法について

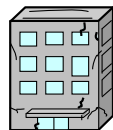
①事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

(要件: 評点100点以上)

現在入居している建物の状況を項目別に採点

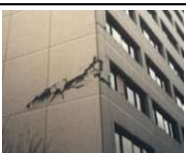
老朽
による弊害解消の
必要性



狭あい
解消の必要性



防災機能の不備
解消の必要性



その他、

分散

借用返還

地域連携

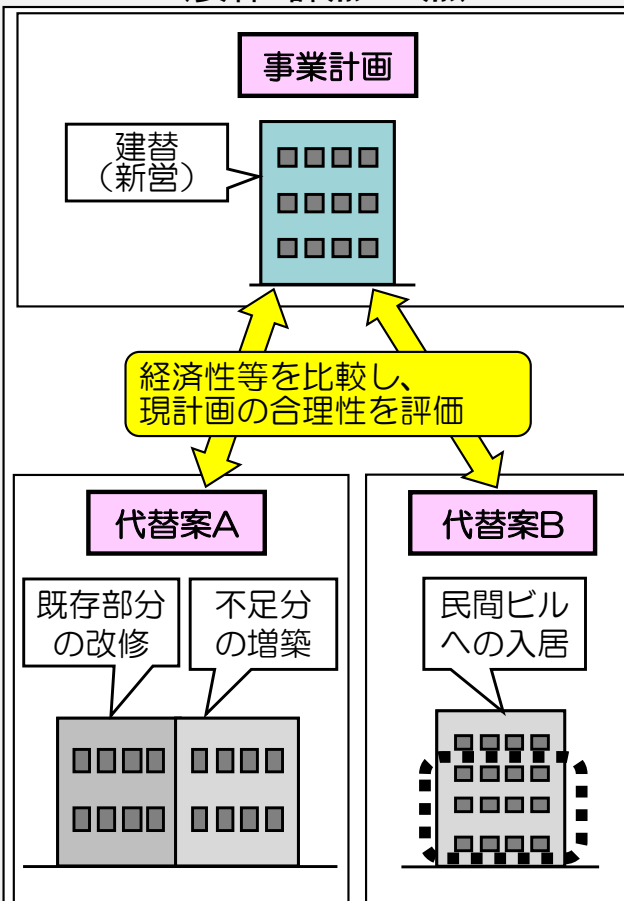
...などの項目について評価する。

現在の建物に問題が多いほど
評点が高い(建替えの必要性大)

②事業計画の合理性

同等の性能が得られる代替案の有無を確認し、事業案と代替案とを経済比較(LCC)して事業案が最も経済的であることを確認(代替案がない場合、事業案が最も合理的とする)

(要件: 評点100点)

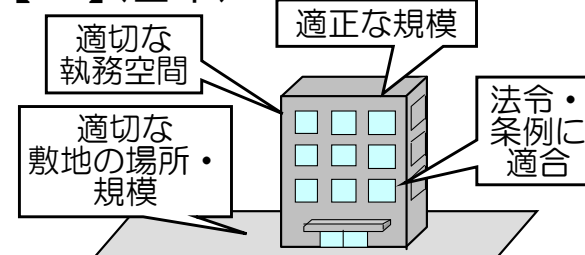


③事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)と B2(施策に基づく付加機能)から、事業の効果を評価

(要件: 評点100点以上)

【B1】(基本)



業務を行うための必要な機能を満たしていることを確認

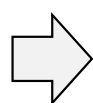
【B2】(施策)



事業の特性に合致した施策に基づく付加機能の発現状況を確認

2. 評価の指標 ①事業計画の必要性

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
老朽	施設の老朽(現存率)		50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
	構造耐力の著しい低下	経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの								
狭あい	庁舎面積(面積率)		0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	借料が高額等の事情により返還すべき場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
地域連携	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分のみ未施行となっているもの		区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点(従要素の場合は評点の10分1。該当する理由がない場合は0点)に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済みの場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済みの場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備(同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。)をするもので、その合築整備が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は、4点
	地域性上の不適				都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障害のあるもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの	
立地条件の不良	位置の不適				位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備	施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの							施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備(災害時における必要機能に係る施設の不備を除く)	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの			施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合は、主要素としない。
	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの								国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要素としない。



主要素の評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を「事業計画の必要性」の評点とする。
(合同計画、特定国有財産整備特別会計による計画は各10点加算)

確認・分析

前回評点と比較

【要件】100点以上

各施設で算定し、それぞれの必要計画面積で加重平均をかけた数値の合計

参考 2

2. 評価の指標 ②事業計画の合理性

代替案との比較検討

- ・同等の性能が得られる代替案(建替、改修・増築、民借)の有無を確認した上で、最も有利な代替案と事業案との費用を比較
- ・分析期間:庁舎建設期間及び維持管理期間50年間
- ・社会的割引率(4%、2%、1%)を用いて現在価値化を行い費用を算定

I 事業案の総費用(千円)	合計金額【4%】		合計金額【2%】		合計金額【1%】	
1. 初期費用（建設費、企画設計費）						
2. 維持修繕費（修繕費、保全費、光熱水費）						
3. 土地の占用に係る機会費用※						
4. 法人税等						
II 代替案の総費用(千円)	合計金額【4%】		合計金額【2%】		合計金額【1%】	
1. 初期費用（テナント工事費、移転経費）						
2. 維持修繕費（光熱水費、賃料）						
3. 土地の占用に係る機会費用※						
4. 法人税等						
【差額】Ⅱ－Ⅰ（千円）						

※土地の占用に係る機会費用について

土地が建物によって占用されることによって失われる、仮にその土地を運用(賃貸等)していたら得られたであろう利益(地代等)

確認・分析

前回評点と比較

【要件】100点

(代替案総費用)－(事業案総費用)≥0
であれば100点(上記以外は0点)

2. 評価の指標 ③事業計画の効果

B1 業務を行うための基本機能 の指標

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	(新規取得か否かを問わず)国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借用を含む。)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用または敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間及び機能が確保されない。
評点	各項目の係数を全て掛け合わせて100を乗じた数値						

確認・分析

前回評点と比較

【要件】100点以上

各評価項目の係数を全て掛け合わせて100を乗じた数値

2. 評価の指標 ③事業計画の効果

B2 施策に基づく付加機能の発現見込みの確認

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)
社会性	地域性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。 ・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性について配慮されている。
	景観性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。 ・官庁施設の基本的性能基準に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。
環境保全性	環境保全性	・官庁施設の環境保全性基準に基づき、環境保全性の水準を満たしている。
	木材利用促進	・公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。
機能性	ユニバーサルデザイン	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。
安全性	防災性	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷が生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
経済性	耐用性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし、大規模な修繕を除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。
	保全性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。

※1 個別の事業特性に応じて本表に記載のない付加機能を加えることを妨げない。

確認・分析

整備内容に基づき確認

各評価項目において実施した施策に応じて発現見込みを確認

参考 5